

# 国保事業費納付金等算定について

平成 29年 9月 4日  
福島県国民健康保険課

# I 第3回試算について

## 1 第3回試算の実施について

平成29年7月10日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知（保国発0710第10号）により第3回試算を実施。

### ■ 第3回試算の概要

- ① 新制度を前提とする。
  - ② 基本的に改定後の新しいガイドラインに基づく。（7月10日改定）
  - ③ 公費負担の在り方の検討結果を踏まえる。（1700億円のうち、1200億円）
  - ④ 国普通調整交付金及び前期高齢者交付金等は県単位で算定された場合を仮定する。
  - ⑤ 基礎情報を平成29年2月診療分まで反映して推計を行う。
  - ⑥ 医療費指数の算出方法の見直しを実施する。
  - ⑦ 激変緩和を予行する。（28年度決算ベースと比較）
- ※ 所得額について、都道府県標準保険料率（2方式）は3か年（26～28年度）の所得を使用し、市町村標準保険料率（3方式）は、単年（28年度）の所得を使用。

## 2 第3回試算の位置づけ

県と市町村は、試算結果を活用して納付金の算定方法や激変緩和の在り方等について、協議・検討し、30年度予算ベースではないことに留意しつつ、合意形成を進める。

また、自然増や医療費適正化効果等の変動要素を十分に検証し、独自の仮定を置くことで、試算結果を30年度予算編成に活用できるものとする。

	28年11月 第1回試算 仮係数	29年1月 第2回試算 確定係数	29年7月 第3回試算 確定係数一部更新	29年11月 第1回算定 仮係数	30年1月 第2回算定 確定係数
対象予算	29年度予算ベース (見込のため過大)		29年度予算ベース 実態に近い丈に縮小	30年度予算ベース	
制度前提	現行制度 市町村単位		新制度 県単位	新制度 県単位	
追加公費	未反映		ほぼ反映(1200億円)	基本的に反映(1600億円) ※結核・精神、非自発分未反映	
普通調整交付金	-		約300億円	約300億円	
暫定措置	-		約250億円	約300億円	
特別調整交付金	-		約100億円(子ども)	約100億円(子ども)	
保険者努力(県)	-		約200億円	約500億円	
保険者努力(市町村)	-		約300億円 (別途特調200億)	約300億円 (別途特調200億)	

※ 特別高額医療費共同事業分は公費60億円を仮置き。

### 3 本県の公費等について

#### ■ 国から示される公費等の主な比較

(円)

項目		第3回試算	第2回試算	
普通調整交付金	医療分	6,744,133,000	6,502,911,000	
	後期高齢者支援金分 病床転換支援金分	2,254,205,000	2,469,741,000	
	介護納付金分	1,149,699,000	1,122,084,000	第2回との比較額
	普調計	10,148,037,000	10,094,736,000	53,301,000
その他	29年度前期高齢者交付金(県単位)	52,952,178,688	49,434,203,661	3,517,975,027
	特別調整交付金(県分再配分)	264,433,000	0	264,433,000
	保険者努力支援制度(県分重点配分)	258,208,000	0	258,208,000
	保険者努力支援制度(市町村分計)	752,125,000	0	752,125,000
	特別高額医療費共同事業負担金	83,052,000	27,684,000	55,368,000
	特別調整交付金(AP-3、特特調以外)	3,969,653,000	405,878,000	
	特別調整交付金(AP-3)		3,554,834,000	8,941,000
	特別調整交付金(特特調)	0	1,430,095,000	-1,430,095,000
	医療費適正化等(連合会委託)※費用	0	166,836,853	166,836,853
	暫定措置(県分)	385,528,093	0	385,528,093
	特例基金	未定	450,000,000	-450,000,000
				合計 3,582,620,973

#### 4 医療費指数の算出方法の見直しについて

医療費指数について、国が29年10月の仮算定以降に算出方法の見直しを予定。

なお、本県は影響を鑑み第3回試算から独自※で当該見直しを実施。（別添資料参照）

※ 本算定において同様の値とならない可能性があることに留意。

##### ■ 見直しによる変更ポイント

医療費指数の算出式は次のとおりで変更ないが、「医療費」はこれまで「医療給付費ベース」となっており、東日本大震災及び東電福島原発事故による一部負担金減免額が含まれていた。見直し後は、この分を除いて医療費指数を算出する。

##### 【算出式】

- $A = \frac{\text{各年齢階級の全国平均1人あたり医療費} \times \text{当該市町村の各年齢階層別被保険者数}}{\text{当該市町村の被保険者総数}}$
- 年齢調整後の医療費指数  $B = \text{当該市町村の実績の1人あたり医療費} \div A$
- $B$ の3年平均 = 当該市町村の医療費指数

## 5 第3回試算における主な諸条件

第3回試算実施にあたり、次のとおり諸条件の設定を仮置きして実施。

- 納付金算定に使用する医療費指数（第2回試算と異なる）  
平成25～27年度の実績情報から年齢調整後の医療費指数を算出（算出方法を見直し）
- 納付金算定に使用する医療費指数反応係数（第2回試算と同様）  
 $\alpha = 1$ （医療費指数をすべて直接的に反映）で算定
- 納付金・標準保険料率算定に使用する所得係数（第2回試算と異なる）
  - ・納付金配分に使用する  $\beta =$  国が示す係数  
(医療0.961、後期0.954、介護1.015)
  - ・標準保険料率算定に使用する  $\beta =$  27年度の応能:応益の割合に合わせた値  
(医療1.164、後期1.181、介護1.165)
- 高額医療費・特別高額医療費の共同負担（第2回試算と同様）  
共同負担しないこととして算定
- 標準的な収納率（第2回試算と異なる）  
保険者規模別に直近3か年（25～27年度）の平均値で更新
- 特例基金（第2回試算と異なる）  
国から追加公費（暫定措置等）の考えが示されたことから、まずはそれらを優先するため、一旦使用しないこととして0（ゼロ）円で算定

## 6 第3回試算の結果（平成29年8月28日現在）

### ■ 県全体の額（括弧内の値は第2回試算の結果）

	県全体費用A	納付金算定基礎額 C	各市町村の納付金 d	保険料総額e
医療分	1,277億円 (1,373)	407億円 (492)	355億円 (458)	238億円 (340)
後期分	254億円 (254)	143億円 (140)	126億円 (123)	117億円 (114)
介護分	108億円 (108)	59億円 (54)	52億円 (46)	49億円 (43)
合計	1,639億円 (1,735)	609億円 (686)	533億円 (627)	404億円 (497)

※ 第3回試算は激変緩和実施前の値

第2回試算は特例基金（仮定額：4億5千万円）を実施。保財分県調交金（約11.8億円）を未反映。

## ■ 市町村ごとの状況

対28年度との比較※	第2回試算 (29年5月)	第3回試算 (29年8月)
増加した市町村数	20市町村	5市町村
増加率最大	71.45%増	39.71%増
減少した市町村数	39市町村	54市町村
減少率最大	39.75%減	47.83%減
1人あたり保険料	120,652円 28見込120,980円 (▲0.27%)	108,860円 28決算134,026円 (▲18.78%)

※ 第2回試算では28年度見込との比較、第3回試算では28年度決算との比較である。



## 7 第3回試算における変動の要因

- 保険給付費（推計値）の減少（約96億円）  
事業報告（事業月報）の直近の情報を取り込んだことで変動  
⇒ 29年度保険料の減（1人あたり21,367円減の効果）
- 前期高齢者交付金の増加（約35億円）  
国から示される直近の情報を取り込んだことで変動  
⇒ 29年度保険料の減（1人あたり7,813円減の効果）
- 前期高齢者交付金等の経過措置に伴う精算による増減  
当年度概算で算定し、2年後に精算を行う仕組みであるため、31年度までは市町村ごとの精算額により変動（32年度以降は県全体で精算）  
⇒ 29年度保険料の増減
- 公費の拡充（約13.8億円）※ 暫定措置3.8億円、特例基金（額未定）は除く  
30年度の1700億円公費拡充のうち、1200億円の投入  
⇒ 29年度保険料の減（1人あたり3,243円減の効果）
- 医療費指数の算出方法見直し  
東日本大震災及び東電福島原発事故による一部負担金免除分を控除  
⇒ 市町村間の配分額が変動
- 1人あたりで使用する被保険者数の更新  
28年度の平均被保険者数（460,688人）29年度（4・5月）の平均被保険者数（450,294人）へ更新  
（もとは28年4～8月平均（469,178人）を使用しており、更新により被保数の減少傾向が反映）  
⇒ 28・29年度 1人あたり保険料の増
- 比較の対象の情報を更新  
28年度保険料を見込値から決算に基づく値に更新  
⇒ 多くの市町村で28年度保険料の増（収納ベースから調定ベースに変更のため）

## 8 激変緩和措置の考え方

第3回試算では、国の通知により次の方法が指定されている。

- (1) 一定割合を超える部分に、暫定措置額（国公費）を全額投入  
残余金が生じた場合は、保険料収納必要総額を算出する際に減算
- (2) なお一定割合を超過する場合は、下限割合を設定し、その結果得られた財源を全額活用して増加を抑制する。（※省略も可）
- (3) なお一定割合を超過する場合は、県繰入金（1号分）を活用して一定割合以下とする。

※ これまでの三段階の激変緩和措置（ $\alpha$ ・ $\beta$ の設定、県繰入金、特例基金の活用）を基本としつつ、（1）～（3）を実施。

### ■ 本県の考え方（第3回試算時点）

- ・ 5市町村が保険料負担増
- ・ 国から示された暫定措置額（追加公費） 385,528,093円

⇒ 負担増分のすべてを激変緩和対象としても、上記（1）の対応で残余金が発生する見込。

本算定においては同様の結果とならない可能性もあるため、引き続き市町村との協議において、激変緩和措置を検討していく。

## II 納付金等にかかる算定方法について

### 1 納付金等算定にかかる課題について

第2回試算の結果により、平成30年度本算定に向けた課題を整理し、示してきたところ。

今般の第3回試算により、課題対応の方針を協議し、運営方針素案に盛り込みつつ、平成30年度本算定に向けた準備を進めていく。

#### ■ 課題の全体像

No.	課題	協議事項
1	医療費の格差	$\alpha$ の設定
2	所得の格差	$\beta$ の設定
3	納付金に含める保険給付の範囲	出産育児一時金等の取扱
4	高額医療費のリスク	高額な医療費の共同負担
5	保険料の算定方式	3方式の採用
6	標準的な収納率	算出方法の確認
7	公費の配分等	特別調整交付金(県分)の取扱 保険者努力支援制度(県分)の取扱
8	激変緩和	実施方法
9	保険料水準の統一	方向性確認

## 2 課題対応の方針について

### (1) 医療費の格差 (別添資料参照)

医療費指数反応係数 $\alpha$ は、0に近づけるほど医療費指数が低い市町村の負担が大きくなり、医療費水準の高い市町村の納付金を負担することになることから、 $\alpha=1$ を基本とするが、次の事項に配慮しつつ、協議して設定する。

- ・ 市町村医療費格差
- ・ 医療費適正化の取組
- ・ 保険料負担の激変
- ・ 将来的な保険料水準の統一 ( $\alpha=0$  医療費指数を反映しない)

### (2) 所得の格差 (別添資料参照)

所得係数 $\beta$ は、国が(県平均1人あたり所得) / (全国平均1人あたり所得)により算出する「 $\beta$ 」を基本とするが、次のとおり「 $\beta'$ 」の検討を行う。

- 納付金配分のための $\beta$  … 次の事項に配慮しつつ協議して $\beta'$ の検討を行う。
  - ・ 市町村間所得格差
  - ・ 各所得階層の影響
  - ・ 保険料負担の激変
- 市町村標準保険料率の賦課割合となる $\beta$  … 低所得者の負担に配慮しつつ協議して $\beta'$ の検討を行う。

将来的には、納付金配分と賦課割合の所得係数を同じ値とすることで保険料水準の統一を目指す。

### (3) 納付金に含める保険給付の範囲

事務の標準化において、納付金に含めた際の事務的な整理を十分に行いながら、将来的な保険料水準の統一を目指し、協議して範囲拡大を進めていく。

### (4) 高額医療費のリスク

高額医療費負担金や特別高額医療費共同事業負担金は、基本的に当該医療費が発生した市町村の保険料負担の増加を抑制するために活用されるが、一方で当該市町村の医療費指数（発生した年の2年後以降）に反映される。

しかし、医療費指数への反映は、3年間の医療費の平均により算出されるため、一時的な高額医療費の発生の影響は緩和される。また、年度途中で高額な医療費が発生しても、保険給付費等交付金により全額賄われる。

そのため、本県では高額医療費の共同負担は行わないことを基本とするが、小規模市町村における著しく高額な医療費が発生した場合のリスクに対し、県全体で共同負担する仕組みや激変緩和措置等、必要に応じた対応を協議していく。

### (5) 保険料の算定方式

市町村標準保険料の算定方式は、これまでの支援方針で目指してきた3方式とする。なお、4方式を採用している市町村は、引き続き3方式への移行を計画し、県全体としては、平成35年度までに全市町村が3方式となることを目指す。

## (6) 標準的な収納率

標準的な収納率は、運営方針策定要領上、「各市町村の収納率の実態を踏まえた実現可能な水準としつつ、かつ、低い収納率に合わせることなく、例えば、保険者規模別や市町村別などにより適切に設定すること。」と規定されている。

本県の算出方法について、特定年度に生じた収納率の変動の影響を受けにくくするため、直近3か年の保険者規模別平均収納率を毎年度設定とする。

また、保険者規模の区分については、本県の保険者の状況により、下表のとおり見直す。

	見直し前	見直し後	算出方法
標準的な収納率 保険者規模区分	7万人以上	7万人以上	直近3か年の平均を 毎年度設定
	5万人以上 7万人未満	<u>3万人</u> 以上 7万人未満	
	1万人以上 5万人未満	<u>7千人</u> 以上 <u>3万人</u> 未満	
	7千人以上 1万人未満	<u>3千人</u> 以上 <u>7千人</u> 未満	
	7千人未満	<u>3千人</u> 未満	

## (7) 公費の配分等

公費に関しては国が地方団体と協議して平成29年7月5日にとりまとめたところ。  
協議事項として、特別調整交付金(県分)及び保険者努力支援制度(県分)の取扱がある。

### ■ 特別調整交付金(県分) … 子どもの被保険者

今般の公費拡充により、既存分100億円を合わせて200億円規模。

全国平均加入率を超える20歳未満被保険者数に着目した財政支援に加え、全国平均加入率以下の20歳未満被保険者数に着目した財政支援が新設。

県に交付されるが、元々は市町村に交付されていたメニューであり、再配分が基本とされているため、市町村の過去の交付実績及び子ども被保険者数に着目して全額再配分する。

なお、算出式は国が示す算出式のとおりとする。

### ■ 保険者努力支援制度(県分)

… ① 市町村の医療費適正化の取組、② 医療費水準の評価、③ 県の取組

今般の公費拡充により、500億円規模で新設。

当該公費は、都道府県単位化の趣旨を踏まえ、改革施行後の状況を見つつ、徐々に都道府県分重視の仕組みに見直していくことが国において検討される。

本県における平成30年度の取扱いは、下表のとおりとし、平成31年度以降については、国における評価指標や県内市町村の取組状況を踏まえ、必要な検討を行う。

① 市町村の医療費適正化の取組(200億円規模)	⇒ 全額、市町村に重点的に再配分
② 医療費水準の評価(150億円規模)	
③ 県の取組(150億円規模)	⇒ 県の取組経費 又は 県全体の公費として差引

## (8) 激変緩和

### ■ 激変緩和措置の実施期間の設定について

現段階で将来的な保険料負担の推移が不透明であるため、6年間としていた期限を定めないこととする。

### ■ 納付金の算定方法 ( $\alpha$ 、 $\beta$ ) の設定

激変が生じにくい係数 ( $\alpha$ 、 $\beta$ ) を用いることで、県全体において市町村の納付金額のバランスを取ることができるため、必要に応じて市町村と協議して設定していく。

ただし、この係数 ( $\alpha$ 、 $\beta$ ) の設定によって、市町村の中には納付金額が増加し負担感が強まる可能性がある。

### ■ 県繰入金

$\alpha$  及び  $\beta$  による調整を行っても、一部市町村においては、納付金額が過大となり被保険者への国保税負担が大きくなる可能性がある。

県はこれらの個別市町村に公費充当を行い、負担感を一定程度まで軽減する対応を行う。

### ■ 特例基金の繰入金の活用

県繰入金による激変緩和措置が多額となると、各市町村が負担する納付金の全体額が増加してしまう。

そこで、県繰入金の減少分について、特例基金からの繰入れにより補填することで、市町村の納付金額への影響を抑える。

なお、国保法により激変緩和のための特例基金が、平成30年度から平成35年度までとされている。

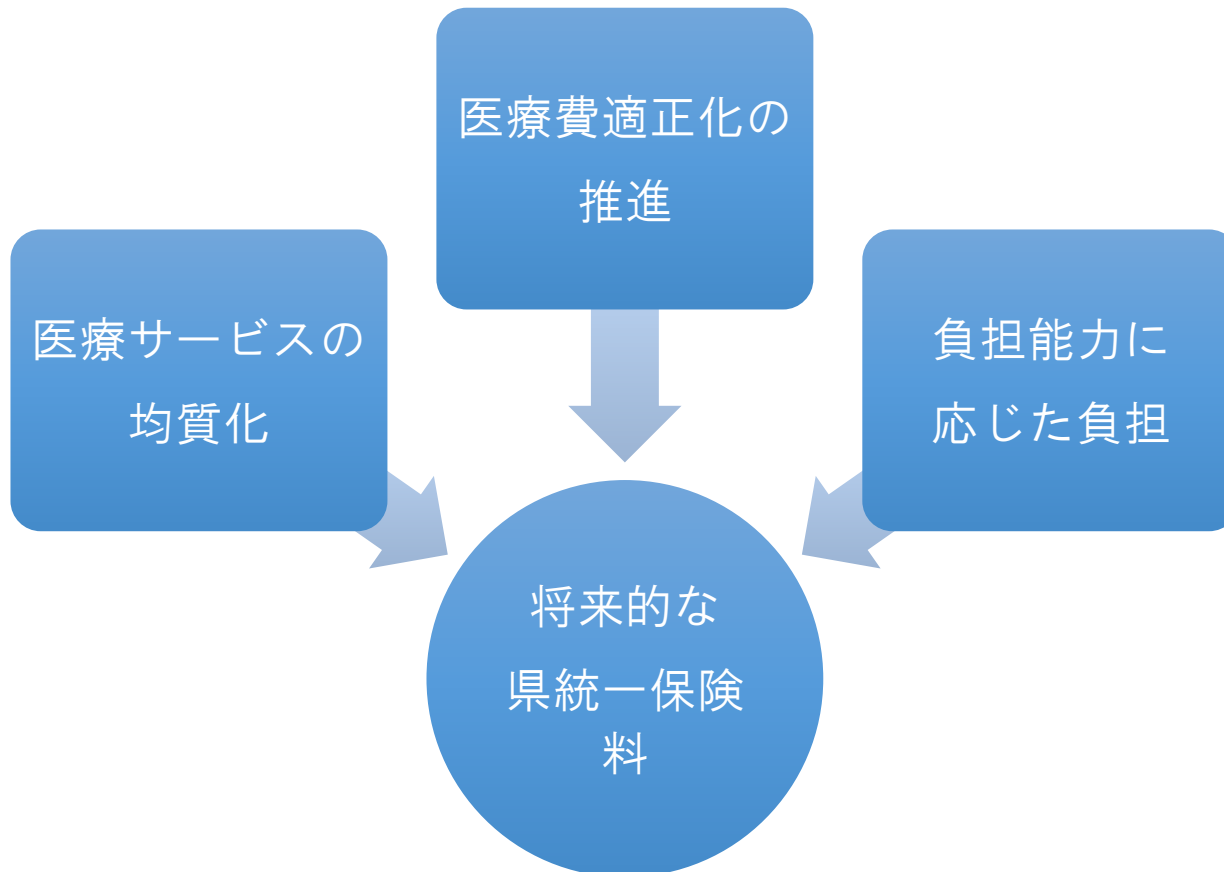
※ 国における追加措置等については柔軟に対応する。



## (9) 保険料水準の統一

現在、市町村間において、医療費水準や保険料水準に格差があり、保険料の算定方式等にも差異が見られる。

このような状況において、平成30年度から保険料水準の統一を実施するには課題が多く、保険料負担の急変を招くため、医療サービスの均質化や医療費適正化への取組を推進し、負担能力に応じた負担を考慮していく必要がある。



保険料(税)率のあり方については、県内どこに居住しても同じ保険料とすべきという市町村との共通認識の下、将来的には県統一保険料率を目指す。

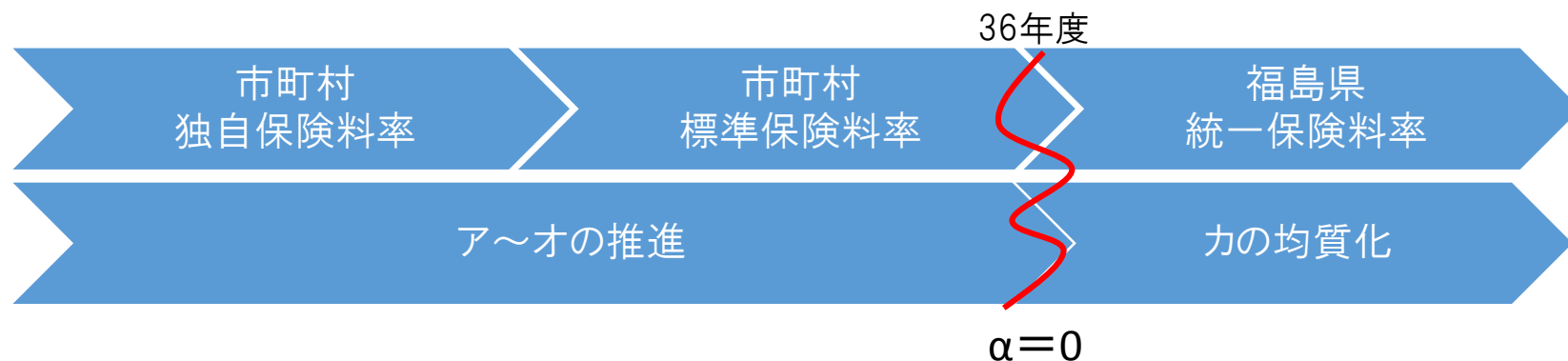
### ■ 実現に向けた方向性

- ・ 賦課方式は3方式とする。
- ・ 次の事項の状況を見つつ、保険料水準の統一に向けた取組を推進していく。
  - ア 被災市町村の復興状況
  - イ 保険料負担の激変緩和措置の状況
  - ウ 医療計画の進捗状況
  - エ 医療費適正化計画の進捗状況
  - オ 市町村事務の標準化の状況
  - カ 保険料収納率の状況

### ■ 取組期間と目標時期

運営方針の対象期間である平成35年度までを保険料水準の統一に向けた医療費格差の縮小や市町村事務の標準化等の取組期間とし、平成36年度に医療費指数反応係数  $\alpha = 0$  及び所得係数  $\beta$  値の統一の達成を目指す。

その後、保険料収納率の均質化を経て県統一保険料率を実現する。



## 別添資料 医療費指数見直し【一部負担金減免分控除】

平成29年9月4日

市町村名	医療費指数 見直し前	医療費指数 見直し後	差
福島市	0.8831	0.8824	-0.0007
会津若松市	0.9264	0.9261	-0.0003
郡山市	0.9653	0.9646	-0.0007
いわき市	1.0364	1.0350	-0.0015
白河市	0.9371	0.9367	-0.0004
須賀川市	0.9808	0.9806	-0.0002
喜多方市	0.9830	0.9826	-0.0004
相馬市	0.9953	0.9224	-0.0728
二本松市	0.9599	0.9592	-0.0007
田村市	0.9793	0.9373	-0.0420
南相馬市	1.2772	0.9650	-0.3122
伊達市	0.9488	0.9469	-0.0019
本宮市	0.9578	0.9555	-0.0023
桑折町	0.8696	0.8695	-0.0001
国見町	0.8983	0.8976	-0.0007
川俣町	1.0007	0.9690	-0.0316
大玉村	1.0385	1.0384	0.0000
鏡石町	0.9124	0.9114	-0.0009
天栄村	0.9572	0.9572	0.0000
下郷町	1.0420	1.0420	0.0000
檜枝岐村	0.9261	0.9261	0.0000
只見町	0.8961	0.8961	0.0000
北塩原村	0.9779	0.9779	0.0000
西会津町	0.8520	0.8519	0.0000
磐梯町	0.9688	0.9686	-0.0002
猪苗代町	0.9380	0.9378	-0.0002
会津坂下町	0.9932	0.9932	0.0000
湯川村	0.8901	0.8900	-0.0001
柳津町	1.0448	1.0448	0.0000
三島町	0.9554	0.9553	0.0000
金山町	1.0070	1.0070	0.0000
昭和村	0.9402	0.9402	0.0000
西郷村	0.8624	0.8596	-0.0028
泉崎村	0.9554	0.9553	-0.0001
中島村	0.9469	0.9467	-0.0003
矢吹町	0.9348	0.9342	-0.0006
棚倉町	0.9728	0.9727	-0.0001
矢祭町	0.8802	0.8802	0.0000
塙町	0.9575	0.9575	0.0000
鮫川村	0.9441	0.9441	0.0000
古殿町	0.8644	0.8644	0.0000
石川町	0.9884	0.9883	0.0000
玉川村	1.0357	1.0357	0.0000
平田村	1.1896	1.1896	0.0000
浅川町	1.0703	1.0703	0.0000
三春町	0.9555	0.9552	-0.0003
小野町	1.0494	1.0491	-0.0003
広野町	1.6136	1.2003	-0.4133
楡葉町	1.6665	1.2190	-0.4476
富岡町	1.5538	1.1210	-0.4328
川内村	1.4734	1.0968	-0.3766
大熊町	1.5953	1.1207	-0.4746
双葉町	1.5201	1.1053	-0.4148
浪江町	1.4294	1.0314	-0.3980
葛尾村	1.3409	0.9790	-0.3619
新地町	1.0665	0.9573	-0.1092
飯舘村	1.4025	1.0129	-0.3896
会津美里町	0.9613	0.9611	-0.0002
南会津町	0.9515	0.9515	0.0000

## 別添資料 所得水準

平成29年9月4日

市町村名	国が示した26-28平均所得総額 医療分	28平均一般 被保数	1人あたり所得	所得水準
	258,412,908,998	460,688	560,929	-
福島市	34,383,598,333	61,110	562,654	1.0031
会津若松市	13,831,449,000	28,304	488,673	0.8712
郡山市	40,038,461,333	73,311	546,147	0.9736
いわき市	40,350,153,333	73,993	545,321	0.9722
白河市	7,221,793,667	14,293	505,265	0.9008
須賀川市	9,308,724,333	18,012	516,814	0.9214
喜多方市	5,490,872,000	11,751	467,278	0.8330
相馬市	6,200,377,667	8,932	694,169	1.2375
二本松市	7,757,953,333	12,993	597,083	1.0645
田村市	6,067,949,000	9,757	621,907	1.1087
南相馬市	13,467,679,333	19,096	705,256	1.2573
伊達市	8,927,552,333	15,453	577,723	1.0299
本宮市	3,760,715,000	6,409	586,802	1.0461
桑折町	1,719,832,000	3,068	560,586	0.9994
国見町	1,600,060,333	2,629	608,542	1.0849
川俣町	1,759,861,333	3,394	518,572	0.9245
大玉村	1,037,457,667	1,772	585,390	1.0436
鏡石町	1,647,796,667	3,329	495,044	0.8825
天栄村	788,119,000	1,446	544,971	0.9716
下郷町	833,967,000	1,612	517,403	0.9224
檜枝岐村	132,291,333	169	783,562	1.3969
只見町	608,510,667	1,059	574,518	1.0242
北塩原村	452,648,333	879	515,007	0.9181
西会津町	939,881,667	1,865	504,003	0.8985
磐梯町	401,473,333	859	467,509	0.8335
猪苗代町	1,966,088,000	3,556	552,958	0.9858
会津坂下町	2,157,244,333	4,069	530,209	0.9452
湯川村	450,338,333	709	635,323	1.1326
柳津町	429,788,000	953	451,103	0.8042
三島町	199,127,000	428	464,798	0.8286
金山町	359,232,333	593	606,214	1.0807
昭和村	257,570,667	385	668,436	1.1917
西郷村	2,281,910,667	4,336	526,321	0.9383
泉崎村	857,979,000	1,604	534,844	0.9535
中島村	888,679,000	1,260	705,581	1.2579
矢吹町	2,652,735,000	4,542	584,035	1.0412
棚倉町	1,586,223,667	3,239	489,676	0.8730
矢祭町	847,012,667	1,514	559,546	0.9975
塙町	1,361,159,000	2,342	581,112	1.0360
鮫川村	539,049,667	978	551,082	0.9824
古殿町	836,831,333	1,400	597,737	1.0656
石川町	2,088,613,667	4,087	510,997	0.9110
玉川村	906,193,333	1,694	534,917	0.9536
平田村	898,945,333	1,756	511,904	0.9126
浅川町	832,492,667	1,526	545,420	0.9724
三春町	2,268,207,333	4,144	547,314	0.9757
小野町	1,428,383,000	2,637	541,618	0.9656
広野町	893,826,000	1,334	669,825	1.1941
檜葉町	1,619,500,000	2,569	630,462	1.1240
富岡町	2,989,953,333	4,897	610,558	1.0885
川内村	614,876,667	886	693,926	1.2371
大熊町	2,414,409,000	3,681	655,896	1.1693
双葉町	1,335,807,000	2,324	574,808	1.0247
浪江町	4,861,839,667	7,444	653,122	1.1644
葛尾村	548,299,667	484	1,133,631	2.0210
新地町	1,336,261,000	2,040	655,190	1.1680
飯舘村	2,049,190,333	2,187	936,951	1.6704
会津美里町	2,701,472,000	5,346	505,294	0.9008
南会津町	2,224,492,333	4,249	523,492	0.9333

# 国民健康保険事業費納付金の試算結果(8月試算)について

## 1 今回納付金の試算について

### ①試算の目的

- ◆ 平成29年度に納付金制度が導入されたと仮定して、新制度を前提に一定の条件の下で市町村ごとの納付金額等を試算する。
- ◆ 試算結果を活用して、平成30年1月に算定予定の平成30年度納付金等の算定方法や激変緩和のあり方等について市町村と協議し、合意形成を進める。

### ②試算の前提の主な相違点

	前回試算(5月試算)	今回試算
追加公費(1,700億円)	追加公費は考慮していない	○追加公費1,200億円を投入(本県分:約17.6億円増)
医療給付費等の推計値	約1,735億円	約1,639億円(▲約96億円) ※事業報告の直近の情報を取り込んだことによる減額
前期高齢者交付金交付額	約494億円	約530億円(約35億円増) ※国から示された直近の情報を取り込んだことによる増額
医療費指数(全国平均を1とした場合の指数)	市町村間格差が2倍弱程度 最大:1.6665 最小:0.8520	市町村間格差が1.4倍程度に縮小 最大:1.2190 最小:0.8519 ※ 国の算定方法の見直しにより修正

### ②1人当たり保険料減額の理由等

- (ア) 追加公費投入(約13.8億円、激変緩和措置の暫定措置分3.8億円は含まない)により、1人当たり保険料を約3,200円引き下げの効果があると考えられる。
- (イ) 医療給付費等総額の減少(約▲96億円)により、1人当たり保険料を約21,000円引き下げの効果があると考えられる。
- (ウ) 前期高齢者交付金の交付額の増加(約35億円増)により、1人当たり保険料を約7,800円引き下げの効果があると考えられる。
- (エ) 医療費指数の算定方法が見直されたことで、1人当たり保険料の最大増加率が71.5%から39.7%に抑えられた。

※上記(ア)～(ウ)がなければ、1人当たりの保険料は、約141,000円と試算される。

### ③試算結果の留意点

- (ア) 今回の試算結果は、今後実施される平成30年度の本算定により各市町村が実際に賦課する保険料額を表すものではない。
- (イ) 前期高齢者交付金等の経過措置に伴う市町村ごとの精算額の影響により、平成31年度まで保険料額が大きく増減する可能性がある。(平成32年度以降は、県全体での精算となる。)

## 2 試算の結果

### ①結果の概要(1人当たり保険料) ※比較Aの概要

	前回試算(5月試算)	今回試算
増加した市町村数	20市町村	5市町村(▲15市町村)
増加率最大	71.5%	39.7%
減少した市町村数	39市町村	54市町村(+15市町村)
減少率最大	39.8%	47.8%
1人当たり保険料	120,652円(▲0.3%) (H28見込120,980円)	108,860円(▲18.8%) (H28決算134,026円)

※激変緩和実施前の試算結果

## 3 保険料の大幅な増加への対応

### ○激変緩和措置による対応

- ◆ 新制度導入前に比べて「1人当たりの保険料額」が急激に上昇する市町村については、急激な上昇を抑えるために国で定めた激変緩和措置を活用する。

※激変緩和措置…県繰入金、特例基金、追加公費(暫定措置)を活用 等

- ◆ 今回の試算結果を基にして、激変緩和措置の対象外とする医療給付費等の自然増等の「一定割合」や激変緩和措置の活用方法について、市町村と協議する。

福島県平成29年度納付金等試算結果

平成29年8月28日

No.	市町村	納付金 29年度見込 (円)	1人あたり保険料 ※								
			比較A			比較B			比較C		
			29年度試算① (円)	28年度決算① (円)	対28伸び率 (%)	29年度試算② (円)	28年度決算① (円)	対28伸び率 (%)	29年度試算② (円)	28年度決算② (円)	対28伸び率 (%)
1	福島市	6,717,855,529	106,708	128,437	▲16.9%	103,323	128,437	▲19.6%	103,323	114,509	▲9.8%
2	会津若松市	2,889,852,976	94,745	114,418	▲17.2%	97,802	114,418	▲14.5%	97,802	106,060	▲7.8%
3	郡山市	8,529,345,038	113,302	133,277	▲15.0%	111,576	133,277	▲16.3%	111,576	107,339	3.9%
4	いわき市	9,090,053,708	113,375	128,661	▲11.9%	109,671	128,661	▲14.8%	109,671	113,366	▲3.3%
5	白河市	1,515,683,183	100,603	122,002	▲17.5%	103,577	122,002	▲15.1%	103,577	112,704	▲8.1%
6	須賀川市	1,944,447,505	103,488	140,198	▲26.2%	109,416	140,198	▲22.0%	109,416	116,304	▲5.9%
7	喜多方市	1,171,378,407	81,981	118,278	▲30.7%	90,452	118,278	▲23.5%	90,452	105,014	▲13.9%
8	相馬市	1,151,820,583	123,031	143,427	▲14.2%	122,587	143,427	▲14.5%	122,587	119,261	2.8%
9	二本松市	1,567,196,899	118,341	150,819	▲21.5%	116,526	150,819	▲22.7%	116,526	120,363	▲3.2%
10	田村市	1,220,785,580	127,544	149,100	▲14.5%	128,368	149,100	▲13.9%	128,368	122,273	5.0%
11	南相馬市	2,491,279,133	119,261	127,242	▲6.3%	119,105	127,242	▲6.4%	119,105	123,687	▲3.7%
12	伊達市	1,738,292,183	104,532	170,194	▲38.6%	105,010	170,194	▲38.3%	105,010	132,143	▲20.5%
13	本宮市	728,127,391	102,662	164,892	▲37.7%	102,922	164,892	▲37.6%	102,922	117,782	▲12.6%
14	桑折町	283,970,626	96,207	133,037	▲27.7%	108,499	133,037	▲18.4%	108,499	118,424	▲8.4%
15	国見町	297,346,341	112,232	132,715	▲15.4%	112,984	132,715	▲14.9%	112,984	122,951	▲8.1%
16	川俣町	375,822,042	94,414	159,239	▲40.7%	99,584	159,239	▲37.5%	99,584	134,441	▲25.9%
17	大玉村	222,512,728	126,786	148,717	▲14.7%	136,901	148,717	▲7.9%	136,901	115,682	18.3%
18	鏡石町	313,987,936	91,370	133,301	▲31.5%	99,798	133,301	▲25.1%	99,798	122,440	▲18.5%
19	天栄村	132,385,004	98,082	155,108	▲36.8%	125,079	155,108	▲19.4%	125,079	123,449	1.3%
20	下郷町	196,218,859	116,256	149,220	▲22.1%	116,028	149,220	▲22.2%	116,028	118,485	▲2.1%
21	檜枝岐村	27,742,800	117,213	96,098	22.0%	86,655	96,098	▲9.8%	86,655	96,098	▲9.8%
22	只見町	117,702,876	103,877	119,354	▲13.0%	104,901	119,354	▲12.1%	104,901	117,148	▲10.5%
23	北塩原村	93,976,065	80,548	148,069	▲45.6%	86,807	148,069	▲41.4%	86,807	97,505	▲11.0%
24	西会津町	197,111,614	102,287	147,591	▲30.7%	98,777	147,591	▲33.1%	98,777	113,341	▲12.8%
25	磐梯町	102,861,229	119,190	114,484	4.1%	111,241	114,484	▲2.8%	111,241	103,853	7.3%
26	猪苗代町	386,060,572	104,353	131,518	▲20.7%	110,932	131,518	▲15.7%	110,932	110,674	0.2%
27	会津坂下町	469,969,253	119,279	137,773	▲13.4%	119,548	137,773	▲13.2%	119,548	131,144	▲8.8%
28	湯川村	73,857,312	103,937	150,340	▲30.9%	116,602	150,340	▲22.4%	116,602	118,279	▲1.4%
29	柳津町	108,637,987	94,026	124,804	▲24.7%	93,108	124,804	▲25.4%	93,108	101,416	▲8.2%
30	三島町	54,714,932	118,036	110,906	6.4%	96,006	110,906	▲13.4%	96,006	107,064	▲10.3%
31	金山町	89,731,484	145,247	185,356	▲21.6%	115,587	185,356	▲37.6%	115,587	109,778	5.3%
32	昭和村	60,004,689	146,064	104,551	39.7%	119,299	104,551	14.1%	119,299	101,189	17.9%
33	西郷村	495,899,531	94,747	120,144	▲21.1%	87,974	120,144	▲26.8%	87,974	106,242	▲17.2%
34	泉崎村	188,260,781	103,779	139,052	▲25.4%	102,141	139,052	▲26.5%	102,141	121,446	▲15.9%
35	中島村	168,442,086	131,382	173,080	▲24.1%	138,099	173,080	▲20.2%	138,099	140,701	▲1.8%
36	矢吹町	492,543,664	94,952	134,158	▲29.2%	101,117	134,158	▲24.6%	101,117	123,619	▲18.2%
37	棚倉町	325,156,456	74,155	142,145	▲47.8%	81,756	142,145	▲42.5%	81,756	105,607	▲22.6%
38	矢祭町	154,614,792	94,891	124,217	▲23.6%	105,061	124,217	▲15.4%	105,061	90,854	15.6%
39	塙町	291,777,869	106,812	144,573	▲26.1%	101,553	144,573	▲29.8%	101,553	114,594	▲11.4%
40	鮫川村	102,232,481	104,179	156,471	▲33.4%	122,366	156,471	▲21.8%	122,366	120,756	1.3%
41	古殿町	155,215,342	117,608	188,153	▲37.5%	118,382	188,153	▲37.1%	118,382	135,235	▲12.5%
42	石川町	459,993,030	100,885	133,540	▲24.5%	100,220	133,540	▲25.0%	100,220	106,552	▲5.9%
43	玉川村	180,833,055	86,008	130,116	▲33.9%	100,661	130,116	▲22.6%	100,661	122,364	▲17.7%
44	平田村	203,716,681	94,075	152,899	▲38.5%	108,598	152,899	▲29.0%	108,598	131,779	▲17.6%
45	淺川町	181,378,104	88,140	138,906	▲36.5%	96,479	138,906	▲30.5%	96,479	130,168	▲25.9%
46	三春町	453,081,575	103,668	126,449	▲18.0%	110,757	126,449	▲12.4%	110,757	123,059	▲10.0%
47	小野町	338,791,268	116,610	116,733	▲0.1%	109,276	116,733	▲6.4%	109,276	108,304	0.9%
48	広野町	201,584,854	132,755	159,246	▲16.6%	130,468	159,246	▲18.1%	130,468	159,246	▲18.1%
49	楢葉町	365,616,189	133,267	157,368	▲15.3%	136,615	157,368	▲13.2%	136,615	157,368	▲13.2%
50	富岡町	658,471,726	125,487	133,388	▲5.9%	120,980	133,388	▲9.3%	120,980	133,388	▲9.3%
51	川内村	120,830,309	108,962	129,456	▲15.8%	115,874	129,456	▲10.5%	115,874	129,456	▲10.5%
52	大熊町	500,357,183	142,395	152,723	▲6.8%	145,153	152,723	▲5.0%	145,153	152,723	▲5.0%
53	双葉町	300,858,137	88,074	113,083	▲22.1%	81,925	113,083	▲27.6%	81,925	113,083	▲27.6%
54	浪江町	932,769,970	114,675	158,288	▲27.6%	116,873	158,288	▲26.2%	116,873	158,288	▲26.2%
55	葛尾村	71,833,280	136,791	126,854	7.8%	140,040	126,854	10.4%	140,040	126,854	10.4%
56	新地町	247,983,088	102,675	160,135	▲35.9%	107,748	160,135	▲32.7%	107,748	140,375	▲23.2%
57	飯館村	332,146,009	155,329	156,453	▲0.7%	157,428	156,453	0.6%	157,428	131,786	19.5%
58	会津美里町	547,448,667	95,613	116,663	▲18.0%	102,460	116,663	▲12.2%	102,460	110,273	▲7.1%
59	南会津町	471,445,248	112,726	119,520	▲5.7%	119,806	119,520	▲9.8%	107,806	104,305	3.4%
60	県計	53,304,113,639	108,860	134,026	▲18.8%	108,860	134,026	▲18.8%	108,860	116,132	▲6.3%

※医療分・支援金分・介護分の保険料総額を被保険者数(介護分は介護2号被保険者数)で除した額を合計したもの。

◎今回の試算結果は、今後実施される平成30年度の本算定により各市町村が実際に賦課する保険料額を表すものではない。

29年度試算①は前期高齢者交付金等の経過措置に伴う市町村ごとの精算を反映、②は未反映。

28年度決算①は法定外繰入金等の保険料充当分を反映し、調定ベースで算出、②は保険料充当分を反映をさせず、収納ベースで県が算出。

試算の説明について

- 「比較A」は、国の「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」(平成29年7月改訂版)等に基づき試算を行った。
- 「比較A」の試算には、「2の③試算結果の留意点」に記載のような保険料額の変動要因があるため、それらに対応した「比較B」及び「比較C」の試算を行った。
- 「比較B」は、平成29年度の保険料から前期高齢者交付金等の精算額を差し引いたものである。  
これまで前期高齢者交付金等は、市町村ごとに概算払いで交付され、2年後に市町村毎に精算する仕組みとなっていたが、平成30年度以降は県毎に交付、精算する仕組みに変わることから、平成31年度までの経過措置として平成28~29年度の前期高齢者交付金等の精算を平成30~31年度までは市町村毎に行うこととなっている。  
「比較B」は、この影響を取り除き平成32年度から実施される、本来の算定方法による試算である。(「2の③試算結果の留意点」(イ)に対応)
- 「比較C」は、平成29年度の保険料における前期高齢者交付金の精算等の取扱については「比較B」と同様であるが、平成28年度保険料額について、市町村毎の保険料額に影響を及ぼす、財政調整基金取崩、前年度繰越金及び法定外繰入金等の保険料への充当を除外した上で、収納率を反映して、実際の賦課に近い形を試算したものである。(「2の③試算結果の留意点」(ア)に対応)